

市役所の組織機構が変わります（平成29年4月1日）

新たな行政課題の推進や、市民の防災・安全に関する意識の高まりなど、社会情勢の変化に即応した行政サービスの一層の充実・強化を図るため、平成29年4月から市役所の組織体制および事務所配置の一部を見直します。

平成28年度まで		平成29年度から		
課名	係名	課名	係名	
総合政策課	プロジェクト推進係	総合政策課	地域づくり係	→
	男女参画・市民活動推進係		男女共同参画係	
防災安全課	防災安全係	防災安全課	安心安全係	→
			消防防災係	
福祉課	地域包括支援係	地域包括支援課	地域包括支援係	→
				「地域医療介護総合確保推進法」に関する新総合事業に対応するため、福祉課地域包括支援係を分離し、新たに課として新設します。
農林課	農村計画係	農林課	農村計画係	→
	農村林政係		農村整備係	
	農政係		振興係	
農政係				
				農村計画係と農村林政係を「農村計画係」、「農村整備係」に再編します。また、目まぐるしい農業情勢に対応できるように、農政係を「振興係」、「農政係」に再編します。
建設課	建築住宅係	建設課	建設管理係	→
			建築係	
教育総務課	総務企画係	教育振興課	総務係	→
学校教育課	学務指導係		社会教育係	
生涯学習課	社会教育係	学校教育課	文化スポーツ係	
	文化スポーツ係		企画係	
		学務指導係	義務教育学校への移行、コミュニティスクールの推進を図るため、教育委員会事務局3課を「教育振興課」、「学校教育課」の2課に再編します。	

【事務所の配置変更】

- 地域包括支援課（新設）
地域包括支援課の事務所は市役所1階（玄関左側）になります。
- 財政課
市役所2階に配置していた「契約検査係」を市役所3階財政課内に移動します。
- 教育委員会事務局（教育振興課、学校教育課）
中央公民館に配置していた社会教育係、文化スポーツ係を市役所4階教育委員会事務局内に移動します。
中央公民館、各体育施設・用具等の使用申請はこれまでどおり中央公民館で行います。

